

安芸広域市町村圏事務組合退職手当審査会設置条例

(平成 22 年 2 月 26 日 条例第 1 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分に係る事項を調査審議するため、安芸広域市町村圏事務組合退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(諮問)

第 2 条 管理者は、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例（平成 17 年高知縣市町村総合事務組合条例第 21 号。以下「退職手当条例」という。）第 14 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項から第 5 項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 3 人で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、その都度、管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、当該退職手当の支給制限等の処分に係る審査が終了したときまでとする。

(服務)

第 4 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、管理者が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審査会は、退職手当条例第 14 条第 2 項、第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項から第

5 項までの規定による処分を受けるべき者から申し立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は管理者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

3 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項については、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。